



Adult Migrant English Program (AMEP – 成人移民英語プログラム) の提供のために収集した個人情報

AMEPサービスプロバイダーは、Department of Immigration and Citizenship (移住市民権省) のAMEPのために、受講者の個人情報を収集するよう要請されています。情報の収集は、1958年移民法パート2に基づき認可されています。

収集した情報は、政府によるその他のプログラムおよびサービスを管理する目的で、その他の機関または組織に開示される場合があります。その他の機関または組織には、以下が含まれます。

- AMEPを受ける資格を有する者にチャイルドケアサービスを提供するためのチャイルドケアセンター
- AMEP Settlement Language Pathways to Employment and Training Programに参与する雇用者
- 新たな移民に対する定住サービスを提供することを政府機関により委託されたサービスプロバイダー
- 以下を含む政府機関：
 - 政府による補助金および手当を管理するCentrelink (センターリンク)
 - Department of Employment and Workplace Relations (DEEWR – 雇用職場関係省)
 - Job Services Australiaおよび Disability Employment Services を包含するDEEWRの代わりにサービスを提供する契約をしているサービスプロバイダー
- 調査または緊急事態に支援を提供する国、州、群の警察

さらに、情報フォーム「993i Safeguarding your personal information」に、受講者の個人情報が開示される可能性のある政府機関の詳細が記載されています。フォーム「993i」は、当省のウェブサイトwww.immi.gov.au/allforms/ または、在外オーストラリア大使館から入手可能です。

受講者の権利

サービスプロバイダーによる受講者の情報の収集方法または取扱い方法に問題があると思われる場合、以下まで書面で通知することができます。

The Director
Freedom of Information and Privacy Policy Section
Department of Immigration and Citizenship
PO Box 25
BELCONNEN ACT 2616

または、電子メール privacy@immi.gov.au

皆さんの苦情を調査し、調査結果をお知らせいたします。